

鳥取県告示第 967 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業（基盤整備促進事業高住地区農業用道路）計画の変更を平成19年11月13日同意したので、同法第96条の3第5項の規定により準用する同法第48条第11項の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 20 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝